

京都学・歴彩館所蔵の行政文書の閲覧について

資料課公文書担当

京都学・歴彩館所蔵の行政文書の閲覧については、事前連絡をいただいたうえで、閲覧日時を調整いたします。閲覧を希望される場合は、下記の方法によりご連絡ください。

1 連絡方法

閲覧申請書にご記入のうえ、(1)から(5)の項目とあわせて、メール、ファックス等でご連絡ください。

閲覧申請書は、京都府ホームページ内の「京都学・歴彩館 資料のご利用」からもダウンロードできます (<https://www.pref.kyoto.jp/rekisaikan/eturan1.html>)。

(1) お名前

(2) 閲覧目的(必須：調査研究のテーマ、資料を閲覧したい理由など)

(3) 簿冊番号

※ 簿冊番号は「歴史資料アーカイブ」(<http://www.archives.kyoto.jp>)での検索結果一覧の「番号」欄に記載されています。

(4) 簿冊名

(5) ご連絡先（電話番号、Eメールアドレス、ファックス番号、住所等）

※ ご記入いただいた連絡先は、閲覧日時の調整等のために使用します。

※ 個人情報の審査には、原則として最大15日を要します（裏面参照）。審査終了後、当館からご連絡をいたします。

※ 閲覧申請の件数が多い場合や、対象文書に個人情報等が多く含まれる場合は、日程調整や内容確認のため、当館からご連絡することがあります。

2 事前連絡をお願いするにあたって

(1) 個人情報審査の必要性

行政文書には閲覧を制限すべき個人情報などが含まれている場合があります、公開にあたり事前に内容を審査する必要があります。また審査の結果、閲覧いただけない資料もありますので、予めご了承ください。

(2) 閲覧席数

行政文書閲覧の際には、図面などを広げる場合もありますので、一定の空間的余裕があることが望まれます。また、行政文書閲覧の座席数が限られており、同時にご利用いただける人数に限りがあります。予約なしでご来館された場合、座席が確保できない場合があります。

(3) 期限付公開不可の可能性

展示等への貸出や修復作業により、一時的に閲覧が不可能な場合があります。

3 行政文書の取扱いについて

当館所蔵の行政文書のうち、慶応3年から昭和21年度までの「京都府行政文書」は国の重要文化財に指定されています。また、その他の資料につきましても、安全な資料の利用及び保存の観点から適切な取扱いのもとで保存及び公開を行う必要がありますので、ご利用の際は上記の事情をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

連絡先 京都学・歴彩館 資料課 公文書担当

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1番地29

メールアドレス(資料課): rekisaikan-shiryo@pref.kyoto.lg.jp

電話番号: 075-723-4836 (直通)

FAX 番号: 075-791-9466 (代表)